

令和7年4月

保護者 様

龍野ジュニアソフトテニスクラブ

代 表 大 村 哲
保護者会会長

試合並びに遠征時等の車での移動について

新緑の好季節となりました。平素は龍野ジュニアクラブの活動に対してご理解・ご支援・ご協力いただき有りがとうございます。龍野ジュニアクラブも参加人数が増えますます活動が活発になってきました。今後とも一層のご支援ご協力をおねがいします。

さて、試合並びに遠征時の移動は、保護者やコーチの方々のご協力を得てそれぞれの車を利用させて頂いております。

有っては成らない事ですが万が一（事故等）のことを考えますと善意で車を出して頂いた方に、多大なご迷惑をおおかけすることになります。そこで、もし事故等が起こった時は下記の内容の基に対処する旨の誓約書を提出して頂きたいをお願いします。

なお、試合等で、コーチや保護者の方の車を利用される方（ジュニアおよび保護者・応援者）は、同意書を出された方のみとさせていただきます。

また、保護者の方におかれましては、ジュニアの活動および運営に協力するという事で、車での選手および応援者の輸送提供の依頼があれば快く引き受けていただけるとありがたいです。

記

1. 選手の引率は原則として保護者が責任を持って行う。
2. 試合並びに遠征の際に交通事故が発生した場合、特別な事由がない限り運転手は責任を負わないものとし、自家用自動車の所有者の付帯している自動車保険でのみ対応する。
3. 運転者に対して事故についての話し合いを行う時の窓口は、代表者もしくは保護者会長および副会長とし、保護者よりの照会を行なわない。
4. 発生した交通事故について教室の関係者以外からの照会については、代表者からのみ回答するものとし、保護者個人からは行わない。

以上

追伸

練習活動時における事故については、スポーツ傷害保険に加入します。補償内容については、スポーツ保険の補償の範囲内とします。